

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

- 税務嘱託員設置規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 一
○ 自然保護員設置規則の一部を改正する規則 (自然保護課) 一
○ 消費生活条例施行規則の一部を改正する規則 (消費生活・文化課) 二

訓 令 甲

- 税務嘱託員服務規程の一部を改正する訓令 (税 務 課) 二
○ 自然保護員服務規程の一部を改正する訓令 (自然保護課) 二

告 示

- 国土調査の成果の認証 (二件) (地域復興支援課) 二
○ 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 (循環型社会推進課) 三
○ 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 三
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 () 四
○ 生活保護法による介護機関の指定 () 五
○ 生活保護法による施術者の指定 () 六
○ 指定管理者の指定 (子ども・家庭支援課) 七
○ 指定管理者の指定 (三件) (障害福祉課) 七
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 () 七
○ 家畜伝染病予防法に基づく消毒方法の実施 (畜 産 課) 八
○ 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果 (特定第二号漁業者) (水産林政総務課) 八
○ 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果 (区域内特定養殖業者) () 九
○ 指定管理者の指定 (六件) (水産業基盤整備課) 九

ページ

- 保安林の指定の解除 (森林整備課) 一〇
○ 保安林の指定の解除の予定 () 一〇
○ 道路の区域変更 (二件) (道路課) 一一
○ 道路の供用開始 (四件) () 一一
○ 土地区画整理事業の規程変更の認可 (都市計画課) 一二
○ 土地区画整理事業の事業計画変更の認可 () 一二
○ 土地区画整理事業の換地処分届出 () 一三
○ 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (仙台地方振興事務所) 一三
○ 開発行為に関する工事の完了 (四件) (建築宅地課) 一三
○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) 一四
○ 指定管理者の指定 (三件) () 一四

公 告

○ 指定管理者の指定 (三件)

規 則

税務嘱託員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○ 宮城県規則第二百二十八号

税務嘱託員設置規則の一部を改正する規則

税務嘱託員設置規則(昭和四十六年宮城県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
第七条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の税務嘱託員設置規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

自然保護員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○ 宮城県規則第二百二十九号

自然保護員設置規則の一部を改正する規則

自然保護員設置規則（昭和四十七年宮城県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。
第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

様式第一号中「(第5条改正)」を「(第4条改正)」に改める。

様式第二号(表)及び様式第三号中「(第8条改正)」を「(第7条改正)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の自然保護員設置規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三百十号

消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

消費生活条例施行規則（昭和五十一年宮城県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「連絡し」を削り、同条第四号中「用いて」の下に「、又は訪問して、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十八号

税務嘱託員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

税務嘱託員服務規程（昭和四十六年宮城県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とする。

附 則

この訓令は、令和二年十二月二十五日から施行し、改正後の税務嘱託員服務規程の規定は、令和二年四月一日から適用する。

○宮城県訓令第二十九号

自然保護員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

自然保護員服務規程の一部を改正する訓令

自然保護員服務規程（昭和四十七年宮城県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条」を「第八条」とする。

第六条を削り、第七条を第六条とする。

附 則

この訓令は、令和二年十二月二十五日から施行し、改正後の自然保護員服務規程の規定は、令和二年四月一日から適用する。

告 示

○宮城県告示第九百六十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を

認証した。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

気仙沼市

二 調査を行った時期

平成二十八年度から平成二十九年年度まで

三 成果の名称

気仙沼市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

気仙沼市魚町一丁目の一部、同魚町二丁目の一部、同魚町三丁目の一部、同陣山、同太田一丁目、

同太田二丁目の一部、同入沢、同大岩井山の一部

五 認証年月日

令和二年十二月十四日

○宮城県告示第九百七十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を

認証した。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称
気仙沼市

二 調査を行った時期
平成三十年度から令和元年度まで

三 成果の名称
気仙沼市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域
気仙沼市沢田、同笹が陣

五 認証年月日
令和二年十二月十四日

○宮城県告示第九百七十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十
五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設
等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）
第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を
提出することができる。
令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社木村土建

2 所在地 宮城県東松島市大塩字五台二十三番地二

3 代表者の氏名 木村 浩章

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県東松島市大塩字萩窪三十二番九

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第
三百号）第七条第七号）

木くず又ははがれき類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令
第三百号）第七条第八号の二）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

五 申請年月日
令和二年十二月二日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

2 縦覧期間 令和二年十二月二十五日から令和三年一月二十五日まで（午前八時三十分から午後
五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和三年二月八日

2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人に
あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語によ
り記載すること。）

○宮城県告示第九百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並
びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十
号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関
として次のとおり指定した。
令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
玉淵医院	柴田郡柴田町榎木上町一―一五十四	令和二年二月一日
榎木皮膚科クリニック	柴田郡柴田町榎木上町一―一五十四	令和二年二月一日
さくら町歯科	石巻市さくら町五丁目七―一	令和二年四月一日
アイン薬局亘理山元店	亘理郡山元町高瀬字合戦原百十一―二	令和二年四月一日
アイン薬局亘理店	亘理郡亘理町字上茨田四―九	令和二年四月一日

訪問看護ステーション豊かな手	名取市手倉田字堰根三百五十六	令和二年四月一日
しろいし薬局	白石市沢端町二番三十九号	令和二年四月一日
アイン薬局名取店	名取市増田字柳田六番地の一	令和二年四月一日
アイン薬局名取増田店	名取市増田字柳田二百十一	令和二年四月一日
プロテア薬局たいとみ店	富谷市日吉台二丁目三十四ー二二	令和二年四月一日
古川調剤薬局宮崎店	加美郡加美町宮崎字屋敷五番十六ー五	令和二年四月一日
仙台調剤薬局気仙沼大橋店	気仙沼市内の脇一丁目六番十五ー二号	令和二年五月一日
南気仙沼内科医院	気仙沼市内の脇一丁目六番十五号一	令和二年五月一日
りきまる歯科	石巻市鹿又字道的前百十五	令和二年五月七日
ゆうじろう歯科クリニック	登米市中田町石森字駒牽四百三番の五	令和二年五月一日
歯科ヒライ	柴田郡柴田町船岡東二丁目八ー二十二	令和二年四月一日
増田調剤薬局	名取市増田二丁目六ー十五	令和二年三月二十五日
たいわ調剤薬局	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目七番地の八	令和二年六月一日
東塩釜調剤薬局	塩竈市藤倉三丁目六ー一	令和二年六月一日
明石台こども歯科・大人歯科	富谷市明石台五丁目三十四番十八号	令和二年五月一日
あかま皮膚科クリニック	岩沼市桜二ー四ー一	令和二年六月一日
おの眼科クリニック	栗原市若柳川南堤通十九ー一	令和二年七月一日
鳴子調剤薬局	大崎市鳴子温泉字末沢西十一ー十七	令和二年七月一日
おやま薬局2号店	岩沼市桜二ー四ー一ー一	令和二年六月一日
すずむら眼科	名取市杜せきのした二丁目六番地の五	令和二年四月二十七日

古川調剤薬局駅東店	大崎市古川駅南一丁目十	令和二年六月一日
松村クリニック	巨理郡山元町坂元字道合三十七番地	令和二年四月十六日
たいとみ胃腸内科医院	富谷市日吉台二丁目三十四ー二一	令和二年五月一日
たつみの風訪問看護ステーション	大崎市古川江合寿町一丁目五番地十二	令和二年二月十五日

○宮城県告示第九百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
玉瀾医院	柴田郡柴田町槻木上町一ー一五十八	令和二年一月三十一日
槻木皮膚科クリニック	柴田郡柴田町槻木上町一ー一五十八	令和二年一月三十一日
エルム調剤薬局巨理店	巨理郡巨理町字上茨田四ー九	令和二年三月三十一日
パーム薬局山元店	巨理郡山元町高瀬字合戦原百十一ー二	令和二年三月三十一日
エルム調剤薬局	名取市増田字柳田六ー一	令和二年三月三十一日
あおい調剤薬局	名取市増田字柳田二百十一	令和二年三月三十一日
古川調剤薬局宮崎店	加美郡加美町宮崎字屋敷五ー十六ー一	令和二年三月三十一日
サンフィッシュ・ミウラ歯科	多賀城市下馬三ー二十一ー十八	令和二年二月十五日
木村医院	石巻市成田字小塚百三十二ー一	令和二年三月六日
歯科ヒライ	柴田郡柴田町船岡東二丁目八ー二十二	令和二年三月三十一日

大久保医院	医療法人順生会片山内科 胃腸科クリニック	やまもと調剤薬局	クオール薬局米山店	松村クリニック	古川調剤薬局駅前店	古川調剤薬局駅前店	鈴木眼科	鳴子調剤薬局	医療法人社団桜・秋桜会 さくらの杜歯科クリニック	たいわ調剤薬局	有限会社増田調剤薬局
大崎市田尻字町百八十五	栗原市金成沢辺木戸口二十八・四	五 巨理郡山元町高瀬字合戦原七十二・三十	登米市米山町字桜岡大又二・一	巨理郡山元町坂元字道合七十	大崎市古川駅南一・十	大崎市古川駅南一・十六	名取市杜せきのした五丁目三番地一イオ ンモール名取エアリー階	大崎市鳴子温泉字末沢西十一・十七	富谷市明石台五丁目一番十七号	黒川郡大和町吉岡まほろば一・七・八	名取市増田二・六・十五
令和二年五月三十一日	令和二年五月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年四月十五日	令和二年五月三十一日	令和二年五月三十一日	令和二年四月二十六日	令和二年六月三十日	令和二年四月三十日	令和二年五月三十一日	令和二年三月三十一日

○宮城県告示第九百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ほほえみケア	巨理郡巨理町逢隈田沢字鈴木堀五十九・四	株式会社笑美	巨理郡巨理町逢隈田沢字鈴木堀五十九・四	令和二年七月十日

二 居宅介護支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ほほえみケア	亶理郡亶理町逢隈田沢字鈴木堀五十九ー四	株式会社笑美	亶理郡亶理町逢隈田沢字鈴木堀五十九ー四	令和二年七月十日
居宅介護支援事業所原つば	黒川郡大和町松坂平二丁目五ー二	一般社団法人宮原福祉会	仙台市太白区鉤取字御堂平三十八	令和二年四月二十八日

三 介護予防支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所原つば	黒川郡大和町松坂平二丁目五ー二	一般社団法人宮原福祉会	仙台市太白区鉤取字御堂平三十八	令和二年四月二十八日

四 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ケアホームさくら杜	柴田郡大河原町字広表三十三番地六	医療法人社団清山会	仙台市泉区松森字下町八ー一	令和二年四月十三日

五 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ケアホームさくら杜	柴田郡大河原町字広表三十三番地六	医療法人社団清山会	仙台市泉区松森字下町八ー一	令和二年四月十三日

○宮城県告示第九百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
-----	--------	-------------	-------

立中 泰輔	たてなか接骨院	亶理郡山元町山寺字頭無百六十四ー三	令和二年六月十九日
玉手 圭祐	たまたて鍼灸接骨院	岩沼市たけくま二ー一ー九	令和二年四月一日
相澤 啓介	相澤はり・きゅう・マッサージ治療院	塩竈市玉川一ー三ー二十八	令和二年三月六日
小畑 貴生	接骨院りぶら	宮城県利府町菅谷台二ー二十八ー二	令和二年三月六日
滝澤 慎	りふ訪問マッサージ	宮城県利府町中央二ー十一ー八ー二百二	令和二年三月十八日
花市ノ渡 美	接骨院かとう利府院	宮城県利府町利府字新揺橋百一ー二十二ー三	令和二年七月二十九日

橋 浩太	接骨院かとう利府院	宮城郡利府町利府字新橋橋百一二十	令和二年七月二十九日
小松 優吾	接骨院かとう利府院	宮城郡利府町利府字新橋橋百一二十	令和二年七月二十九日
佐藤 龍輝	接骨院かとう利府院	宮城郡利府町利府字新橋橋百一二十	令和二年七月二十九日

○宮城県告示第九百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県さくらハイツ及び宮城県コスモスハウス

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県福祉事業協会

仙台市太白区茂庭台二丁目十五番二十号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県啓佑学園及び宮城県第二啓佑学園

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県船形の郷

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県七ツ森希望の家

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日

○四二七〇〇七一八	ヘルバーステーション 黒川郡大和町の丘 二丁目十六番三号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社颯	令和二年九月 三十日
-----------	------------------------------------	----------------	-------	---------------

○宮城県告示第九百八十一号
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第九条に基づき、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

本県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

二 実施する区域

本県内全域の百羽以上の飼養鶏農場及びその他家畜防疫員が必要と認める飼養鶏農場。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場は除く。

三 実施の期日

令和二年十二月二十八日から令和三年三月三十一日まで

四 消毒方法

消石灰等の農場内（鶏舎周囲及び農場外縁部）散布

○宮城県告示第九百八十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号 漁業者数
南三陸町 区域（宮 城県漁業 協同組合 支所）	小型合併漁業	令和二年十二 月十六日	本吉郡南三陸町歌津字 寄木五十三一六十四 島山浩 本吉郡南三陸町歌津字 寄木百三十一三 島山英市	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 二条に規定する漁業	三人

南三陸町 区域（宮 城県漁業 協同組合 支所）	南三陸町 区域（宮 城県漁業 協同組合 支所）	南三陸町 区域（宮 城県漁業 協同組合 支所）	南三陸町 区域（宮 城県漁業 協同組合 支所）	南三陸町 区域（宮 城県漁業 協同組合 支所）	南三陸町 区域（宮 城県漁業 協同組合 支所）
小型合併漁業	小型合併漁業	小型合併漁業	小型合併漁業	小型合併漁業	小型合併漁業
令和二年十二 月十六日	令和二年十二 月十六日	令和二年十二 月十六日	令和二年十二 月十六日	令和二年十二 月十六日	令和二年十二 月十六日
本吉郡南三陸町歌津字 佐藤正一 本吉郡南三陸町歌津字 阿部権六十六一	本吉郡南三陸町歌津字 太田八 星八 本吉郡南三陸町歌津字 寺部優	本吉郡南三陸町歌津字 名足八十一 三浦重喜 本吉郡南三陸町歌津字 名足百七十一 三浦正博	本吉郡南三陸町歌津字 及川一志 本吉郡南三陸町歌津字 小沼十六一 及川章久	本吉郡南三陸町歌津字 尾崎百八 岩石善次 本吉郡南三陸町歌津字 尾崎七十三一 及川孝	本吉郡南三陸町歌津字 菅の浜百五十二一 三浦幸哉 本吉郡南三陸町歌津字 板橋百三十一五 千葉初
漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 二条に規定する漁業	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 二条に規定する漁業	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 二条に規定する漁業	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 二条に規定する漁業	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 二条に規定する漁業	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 二条に規定する漁業
六人	六人	二人	四人	二人	二人

していさだを とることを目 的とする漁 業、敷網を使 用して小女子 をとることを 目的とする漁 業又はこれら を併せ営む漁 業
--

○宮城県告示第九百八十三号

漁業災害補償法（昭和三十一年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 七十四加 入区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の雄勝 町東部支所の 地区	令和二年十二 月十六日	石巻市雄勝町桑浜字桑 浜五十三 永沼清徳 石巻市雄勝町船越字荒 高橋陽一	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するほたて貝 養殖業	二人

○宮城県告示第九百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

小鯖漁港の指定施設（小鯖護岸横泊地）

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七
三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

鮎立漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

波路上漁港の指定施設（七半沢防波堤横泊地及び内沼防波堤横泊地）

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年十二月二十五日

一 公の施設の名称
浦の浜漁港の指定施設（田尻防波堤横泊地、磯草B防波堤横泊地、浦の浜棧橋横泊地①及び浦の浜棧橋横泊地③）

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年十二月二十五日

一 公の施設の名称

志津川漁港の指定施設（林防波堤横泊地、南防波堤横泊地、大森護岸横泊地及び大森防波堤横泊地②）

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年十二月二十五日

一 公の施設の名称

桃ノ浦漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年十二月二十五日

一 解除に係る保安林の所在場所

仙台市若林区井土字須賀三の一・三の二・三の三・三の九・三の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三の一〇

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

二一 解除に係る保安林の所在場所

仙台市若林区井土字須賀三の一・三の二・三の三・三の九・三の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三の一〇

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和二年十二月二十五日

一 解除予定保安林の所在場所

牡鹿郡女川町竹浦字鮑古の一（次の図に示す部分に限る。）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十二月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 泊崎半島線
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
本吉郡南三陸町歌津字管の浜七〇番二地先から 同郡同町歌津字管の浜二九番六地先まで	前 A	後 B	七・一 二四・八	一七五・〇	上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一〇・二 三一・一	一八〇・〇		
後 B	一〇・二 三一・一	一八〇・〇			

○宮城県告示第九百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十二月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 大衡仙台線
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
黒川郡大和町宮床字四辻二三番一地从先から 同郡同町宮床字四辻三三番二地先まで	前	後	二八・一 六六・二	一五二・六
	二八・一 六六・二	一五二・六		

○宮城県告示第九百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十二月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	四五七号	黒川郡大和町宮床字山田中四番一地从先から 同郡同町宮床字山田下一四番三地从先まで	令和二年 十二月二十五日 午後三時

○宮城県告示第九百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十二月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	利府松山線	黒川郡大郷町柏川字新砂押一五九番二地从先から 同郡同町柏川字土手北二七四番二地从先まで	令和二年 十二月二十五日

○宮城県告示第九百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十二月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	泊崎半島線	本吉郡南三陸町歌津字管の浜七〇番二地先から同郡同町歌津字管の浜二九番六地先まで	令和二年十二月二十五日

○宮城県告示第九百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十二月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大衡仙台線	黒川郡大和町宮床字山田下一五番二地先から同郡同町宮床字四辻四六番一地先まで	令和二年十二月二十五日午後三時

○宮城県告示第九百九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の規程の変更について、次のとおり認可した。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 土地区画整理事業の名称
利府町新太子堂南土地区画整理事業
- 二 事務所の所在地
仙台市青葉区本町二丁目十六番十号

三 施行認可の年月日
令和二年一月二十七日

四 変更の内容
施行者の名称
（変更前）積和不動産東北株式会社
（変更後）積水ハウス不動産東北株式会社

施行地区
（変更前）宮城県利府町森郷字新町浦、森郷字仲町浦の各一部
（変更後）宮城県利府町森郷字新町浦、森郷字仲町浦、森郷字新太子堂の各一部

五 変更認可の年月日
令和二年十二月十八日

○宮城県告示第九百九十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更について認可した。

令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称
利府町新太子堂南土地区画整理事業

二 事務所の所在地
仙台市青葉区本町二丁目十六番十号

三 施行認可の年月日
令和二年一月二十七日

四 変更の内容
施行者の名称
（変更前）積和不動産東北株式会社
（変更後）積水ハウス不動産東北株式会社

施行地区
（変更前）宮城県利府町森郷字新町浦、森郷字仲町浦の各一部
（変更後）宮城県利府町森郷字新町浦、森郷字仲町浦、森郷字新太子堂の各一部

五 変更認可の年月日
令和二年十二月十八日

○宮城県告示第千号
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。
 令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

石巻広域都市計画事業大曲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

東松島市

三 事務所の所在地

東松島市矢本字上河戸三十六番地一

四 換地処分の年月日

令和二年十一月十九日

○宮城県告示第千一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、金洗堰土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。
 令和二年十二月二十五日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山 口 浩 徳

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年十二月四日	佐々木 金彌	黒川郡大衡村大衡字尾西四十番地二	理事
令和二年十二月四日	早坂 享	一 加美郡色麻町大字上本町四十六番地	理事
令和二年十二月四日	浦山 太吉	加美郡色麻町大字下新町北四十四番地十五	理事
令和二年十二月四日	早坂 豊弘	黒川郡大衡村大衡字座府六十二番地	理事
令和二年十二月四日	渡邊 善之助	黒川郡大衡村大瓜字四反田四十番地	理事
令和二年十二月四日	遠藤 秀悦	黒川郡大衡村大衡字松本三十四番地	理事

二 退任した者

令和二年十二月四日	横橋 幸一	黒川郡大衡村大衡字平林九十二番地	理事
令和二年十二月四日	高橋 三夫	五 加美郡色麻町大字下本町三十六番地	理事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年十二月三日	佐々木 金彌	黒川郡大衡村大衡字尾西四十番地二	理事
令和二年十二月三日	早坂 享	一 加美郡色麻町大字上本町四十六番地	理事
令和二年十二月三日	浦山 太吉	加美郡色麻町大字下新町北四十四番地十五	理事
令和二年十二月三日	早坂 豊弘	黒川郡大衡村大衡字座府六十二番地	理事
令和二年十二月三日	渡邊 善之助	黒川郡大衡村大瓜字四反田四十番地	理事
令和二年十二月三日	遠藤 秀悦	黒川郡大衡村大衡字松本三十四番地	理事
令和二年十二月三日	横橋 幸一	黒川郡大衡村大衡字平林九十二番地	理事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
 令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市高館熊野堂字岩口下四十四番二の一部、四十五番三の一部、四十五番七の一部、四十五番八、百四番の一部、百五番の一部
 仙台市青葉区錦ヶ丘七丁目三番地の一
 岩間 英明

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年十二月二十五日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市高館熊野堂字岩口下四十四番二の一部、四十五番三の一部、四十五番七の一部、百四番の一部、百五番の一部
仙台市青葉区錦ヶ丘七丁目三番地の一
岩間 英明

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年十二月二十五日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市栄三丁目十三番一の一部
仙台市宮城野区萩野町三丁目八番地の十九京急プラザ603
株式会社カネミヤ

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年十二月二十五日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県利府町葉山一丁目四十九番一
福島県福島市南矢野目字古屋敷五十一番地の三
成和産業株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察人事管理システム改修業務 一式
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和二年十一月二十五日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 契約金額 六千五百四十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

企業局

○宮城県企業局告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
令和二年十二月二十五日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

一 公の施設の名称
仙塩流域下水道

二 指定した団体の名称等

1 名称

みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体

2 構成員の名称及び所在地

一般財団法人宮城県下水道公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号
株式会社ウォーターエージェンシー 東京都新宿区東五軒町三番二十五号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県企業局告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
令和二年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

一 公の施設の名称

阿武隈川下流域下水道

二 指定した団体の名称及び所在地

lingAM株式会社

東京都港区港南一丁目七番十八号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県企業局告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年十二月二十五日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

一 公の施設の名称

鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道

二 指定した団体の名称等

1 名称

みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体

2 構成員の名称及び所在地

一般財団法人宮城県下水道公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

株式会社ウォーターエージェンシー 東京都新宿区東五軒町三番二十五号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで